

○国立研究開発法人水産研究・教育機構個人情報等  
適正管理委員会規則

	平成17年	10月	1日	付け	17水研本第	1111号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本第	2000号
改正	平成20年	4月	1日	付け	19水研本第	1776号
改正	平成21年	4月	1日	付け	20水研本第	1610号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本第	70325001号
改正	平成27年	12月	15日	付け	27水研本第	71210001号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本第	80401008号
改正	令和3年	3月	29日	付け	2水機本第	20032301号
改正	令和5年	3月	27日	付け	4水機本第	1161号
改正	令和6年	3月	28日	付け	5水機本第	1207号

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報の適正な管理に関する規程（平成17年4月1日付け17水研本第83号。以下「規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、規程第3条第1項の規定により設置する個人情報等適正管理委員会（以下「委員会」という。）の委員の構成、運営等委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員長は、理事（総務・財務担当）とする。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 経営企画部長
- (2) 総務部長
- (3) 研究戦略部長

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 規程第70条第2項、第83条第2項、第89条第2項、第98条第2項又は第99条第3項の規定により理事長から諮問があった事項

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報の保護及び特定個人情報等の適正な管理に関し理事長から諮問があった事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護及び特定個人情報等の適正な管理に関し委員長が必要と認める事項

(委員会の開催等)

第6条 委員会は、理事長から諮問があったとき、又は委員長が必要があると認めるときに開催する。

2 委員（委員長を除く。）は、委員会に出席できないときは、委員長の承認を得て代理の者を出席させることができる。

3 委員会は、委員（前項の規定により委員長に承認されて出席する代理の者を含む。）の過半数の出席をもって成立する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の陳述及び説明を求めることができる。

5 委員長は、審議が終了した場合には、速やかに、その結果を理事長に答申しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部総務課とする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第2000号]

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1776号]

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1610号]

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年12月15日付け27水研本第71210001号]

この規則は、平成27年12月15日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401008号]

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日付け2水機本第20032301号]

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月27日付け4水機本第1161号]

この規則は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 [令和6年3月28日付け5水機本第1207号]

この規則は、令和6年4月1日から施行する。